

静岡県告示第718号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年9月10日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|----------|--|-------------------|
| 富士停車場伝法線 | 富士市香西新田字屋敷添21番の12から 富士市伝法字田端1102番の6まで | 令和3年9月12日 午後3時 |
| 富士停車場伝法線 | 富士市伝法字大松1659番の37から 富士市伝法字大松1659番の44まで | 令和3年9月12日 午後3時 |

=====

静岡県告示第719号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年9月10日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月10日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|--------|--|-----------|
| 富士富士宮線 | 富士市伝法字大松1659番の44から 富士市伝法字片宿872番の5地先まで | 令和3年9月10日 |